

給水装置整備工事施行要綱の実施細目

(制定 昭和 52 年 5 月 26 日部長決)
(最近改正 令和 8 年 3 月 30 日部長決)

1 目的

この細目は、「給水装置整備工事施行要綱」の施行に必要な実施細目を定める。

2 施行対象基準

次のいずれかに該当する給水装置を対象とする。

(1) 給水管整備

- ア 配水管の分岐からメーターまでの部分（以下「メーター1次側」という。）の給水管が鉛管・鋼管・銅管（以下「鉛管等」という。）のものを布設替することにより整備できるもの。
- イ 配水管に平行している給水管を、最寄りの配水管に接合替することにより整備できるもの。
- ウ 道路に配水管が2条平行して布設されている場合、又は対象となる敷地に面する配水管が複数ある場合において、最寄りの配水管に布設替することにより整備できるもの。
- エ 頻繁に漏水が発生している給水管を布設替することにより整備できるもの。
- オ 2線引き及び3線引きの給水管を布設替することにより整備できるもの。
- カ 1つの給水管を複数で使用し、維持管理上支障がある給水管を接合替することにより、整備できるもの。
- キ 配水管の同一箇所より、複数の給水装置が取り出されている給水管及び路地等で複数布設されている給水管を統合することにより整備できるもの。
- ク 給水分岐部が老朽化し、出水不良をきたしている給水管で分水栓等の取り換えを行うことにより、出水不良が解消されるもの。
- ケ 給水管が、路地及び家屋下等に布設されている場合で、最寄りの配水管に接合替、又はその給水管を布設替することにより整備できるもの。
- コ テラゾー舗装等の舗装関連及びガス・下水工事等の工事路線で、特に整備を必要とするもの。
- サ 上記ア～コの施工の際に、メーターから宅地内部分（以下「メーター2次側」という。）が鉛管等で、布設替することにより整備できるもの。
なお、施行可能な範囲は概ね2m程度とする。
ただし、メーター位置変更に伴うメーター2次側の施工については最寄りの給水装置まで布設できるものとする。

(2) 止水栓整備

- ア メーター口径が40mm以下のもので、メーター用止水栓又はメーター用ソフトシール止水栓（以下「メーター用止水栓等」という。）を新たに設置できるもの。
- イ メーター口径が40mm以下のもので、メーター用止水栓等を取り付けることにより、既設止水栓を撤去することができるもの。
- ウ メーター口径が40mm以下のもので、既にメーター用止水栓等が設置されており、道路部分等の既設止水栓を撤去できるもの。

(3) メーター位置改良

- ア メーターの位置不明などにより検針が困難なもの。
- イ メーターの取替作業が困難なもの。
上記ア、イの原因が現在の使用者又は所有者の責任によるものではない場合で、当該建築物の敷地内において検針及び取替作業が容易な場所に移設可能なメータ

一を対象とする。

なお、メーター位置変更に伴うメーター2次側の施工については、最寄りの給水装置まで布設できるものとする。

(4) 中止栓撤去

ア 本実施細目2項「施行対象基準」(1)から(3)までに該当する中止中の給水装置で、使用者又は所有者の撤去承諾が得られたもの。

イ 維持管理上好ましくない給水装置で、使用者又は所有者が不明なもの。

ウ 道路予定地で残存している給水装置で、道路管理者等から撤去を依頼されたもの。

エ 「使用廃止の状態にある中止栓の整理に関する要綱」に基づき、お客さまサービス課から依頼されたもの。

(5) 大型メーターボックス整備

レンガ積等のメーターボックスが崩れているもの、又は既設メーターボックス上蓋が旧型の鋳鉄製で、検針及び取替作業に支障をきたしているものを対象とする。

(6) 給水装置工事

次の工事を対象とする。

ア 「当局が施行する給水装置工事施行要綱」3(2)工事施工に定めのある工事。

イ 「給水施設工事施工要綱」3(2)工事施工に定めのある工事。

3 施工方法

(1) 給水管整備

ア 給水管整備については、ポリエチレン管及びダクタイル鋳鉄管への布設替を原則とする。

イ 給水管整備をする場合の給水管口径は既設給水管口径とし、最小口径は25mmとする。ただし、30mmの給水管については原則40mmとするが、使用者又は所有者と協議の上、25mmとすることができる。

なお、既設メーター口径の変更はできない。

ウ メーターの口径は同口径とする。ただし口径20mmメーターについては、原則として25mmに変更するものとする。

なお、使用者又は所有者と協議の上、13mmに変更することもできる。

エ 2線引き及び3線引きの給水管を整備する際の給水管口径は、原則40mmとするが、使用者又は所有者と協議の上、25mmとすることができる。

なお、既設メーター口径の変更はできない。

オ 施工範囲はメーター1次側までとする(メーター2次側が鉛管等の場合を除く)。ただし、宅地内施工が不可能な場合は、道路境界線までとし、私有地内掘削承諾が得られない場合等は公道部のみ施工することができる。

カ 給水管を統合整備する場合の給水管の口径は、関係家屋の使用水量により決定するものとする。

(2) 止水栓整備

ア メーター用止水栓等を取り付ける際には、メーターボックスを取り替えるものとする。「40mm及び40mm×25mmについてはMS-3型」、「25mmについてはMS-2型」、「25mm×13mm及び13mmについてはMS-1型」とする。

イ メーター用止水栓等を設置した際、既設の止水栓及びボックス類は、原則として撤去するものとする。

ウ メーターの口径は変更できないものとする。ただし口径20mmメーターについては、原則として25mmに変更するものとする。

なお、使用者又は所有者と協議の上、13mmに変更することもできる。

エ 既設メーターが、故障、又は検定満期の場合は、メーターの取替を行うもの

とする。

(3) メーター位置改良

ア メーターの口径は変更できないものとする。ただし口径 20 mmメーターについては、原則として 25 mmに変更するものとする。

なお、使用者又は所有者と協議の上、13 mmに変更することもできる。

イ 口径 40 mm以下のメーターには、原則として、メーター用止水栓等を設置するものとする。

ウ 既設メーター部分は、給水管を用いて原形に復旧するものとする。

エ 既設メーターが、故障、又は検定満期の場合は、メーターの取替を行うものとする。

オ 既設メーターが、位置不明等で引き揚げ不能な場合は、そのまま存置し、新たにメーターを設置することができる。

なお、この場合、メーター賠償金は徴収しない。

(4) 中止栓撤去

ア 分水栓を使用しているものは、分水栓止めを行う。

イ サドル付分水栓を使用しているものは、サドル付分水栓用キャップでキャップ止めとする。

ウ 割T字管を使用しているものは、原則、制水弁（簡易バルブ含む）の二次側において撤去するものとし、割T字管（外ネジ型）はサドル付分水栓用キャップでキャップ止め、割T字管（フランジ型）はフランジ栓止めとする。なお、制水弁不良により二次側でフランジ栓止めが出来ない場合や配水管がダクタイル鋳鉄管（耐震継手）の場合は、割継輪により撤去するものとする。

エ 上記ア～ウ以外の分岐による給水管を撤去する場合は、既設管材料に応じた施工とする。

(5) 大型メーターボックス整備

ア レンガ積等の崩れは、「メーター室用コンクリートブロック」等により改良するものとする。

イ メーターボックスの上蓋が旧型の鋳鉄製のものは、軽量蓋（FCD 製又は FRP 製）に取り替えるものとする。

ウ メーター室が軽量蓋（FCD 製又は FRP 製）の規格に合致しない場合は、メーター室を規格にあわせて整備することができる。

エ 軽量蓋（FRP 製）への取り替えは、車両等の重量物が通行しない場所に限定するものとする。

(6) 給水装置工事

第3項第（1）号から（5）号に準じるものとする。

4 道路復旧方法

(1) 道路復旧は道路管理者等の指示に従い、行うものとする。

(2) 前号以外の私有地（宅地内を含む。）を掘削した場合は、原則として次の種別により復旧を行うものとする。

ア セメントコンクリート

イ アスファルト舗装

ウ セメントモルタル

エ タイル（特殊タイル除く）

5 施行手続

給水装置整備工事の施行手続は、「給水装置整備工事に関する事務処理要領」によるものとする。

6 その他

この細目に定めのない事項は、「給水装置の構造、工事材料及び工事費の算出方法等に関する規定の細目」によるものとする。

なお、疑義が生じた場合は、給水課長の指示に従う。

附則

この実施細目は、昭和 55 年 7 月 15 日から実施する。

附則

(1) この実施細目は、昭和 56 年 4 月 1 日から実施する。

(2) 「出水不良栓改良工事費補助について」の実施に伴う事務処理について（昭和 46 年 11 月 17 日課長決）は、廃止する。

附則

この実施細目は、昭和 59 年 7 月 1 日から実施する。

附則

この実施細目は、昭和 61 年 7 月 1 日から実施する。

附則

この実施細目は、昭和 63 年 7 月 1 日から実施する。

附則

この実施細目は、平成 5 年 4 月 1 日から実施する、

附則

この実施細目は、平成 8 年 10 月 1 日から実施する。

附則

この実施細目は、平成 13 年 2 月 1 日から実施する。

附則

この実施細目は、平成 17 年 12 月 1 日から実施する。

附則

この実施細目は、平成 18 年 2 月 1 日から実施する。

附則

この実施細目は、平成 20 年 5 月 7 日から実施する。

附則

この実施細目は、平成 25 年 3 月 1 日から実施する。

附則

この実施細目は、平成 26 年 4 月 1 日から実施する。

附則

この実施細目は、平成 27 年 4 月 1 日から実施する。

附則

この実施細目は、平成 27 年 9 月 1 日から実施する。

附則

この実施細目は、平成 28 年 7 月 1 日から実施する。

附則

この実施細目は、平成 31 年 4 月 1 日から実施する。

附則

この実施細目は、令和 8 年 4 月 1 日から実施する。